

統計法第 35 条第 2 項の規定に基づく審議手続について

〔平成 27 年 9 月 17 日〕
統計委員会決定

統計法(平成 19 年法律第 53 号)第 35 条第 2 項の規定に基づく匿名データの作成に係る審議については、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成 26 年 3 月 25 日閣議決定)において、匿名データの年次追加に伴う手続の簡素化が求められていることを踏まえ、匿名データ作成部局と連携を図り、以下のような措置を講じ、匿名化手法の変更点等を明らかにすることにより、効率的な審議を行うものとする。

1 新たに年次追加する場合の事前準備

- ①匿名データ作成部局は、匿名化手法に関する次の資料を作成する。
 - ・匿名データを作成している調査年次と追加する調査年次について、母集団情報や識別情報など匿名化手法を記述した「提供項目対比表」
 - ・匿名データ作成部局における検討経緯や直近の答申における「今後の課題」への対応に関する資料
- ②匿名データ作成部局は、統計委員会担当室と連携し、匿名化手法に関する資料を基に次の匿名化手法を確認する。
 - ・追加・変更された調査事項の匿名化手法
 - ・識別情報の匿名化手法
 - ・しきい値基準によるトップコーディング・ボトムコーディングの匿名化手法
- ③匿名化手法について上記①及び②により、i)母集団情報に変更がないこと、ii)調査事項別の匿名化手法に変更がないこと、iii)調査事項の変更が形式的であること(技術的な名称変更や選択肢の統合)、以上すべてが確認できた場合は、前回答申からの変更がないものと判断でき、すでに当該匿名化手法について意見を聴いているため、諮問審議を要さないものとし、その旨、統計委員会に報告する。なお、匿名化手法の変更について疑義がある場合は、匿名データ部会長の意見を聴いて、判断する。

2 匿名データの作成方法変更に係る諮問時の留意事項

- ①諮問時に、将来的な作成年次の追加を予定している場合は、その旨を諮問資料に明示する。また、現行の「提供項目対比表」は、「チェックリスト」の機能を統合し、審議事項を明示できる様式にするなど改善を図る。
- ②匿名化手法の変更が限定的であると匿名データ部会長が確認した場合は、匿名データ部会に付託せず答申することができる。(統計委員会の諮問の際に併せて匿名データ部会長の所見を開陳する。)

3 その他

匿名データ作成部局は、匿名データの作成・提供に関する検討・実施状況(答申における「今後の課題」の検討状況も含む。)について、統計法施行状況報告などを活用し、統計委員会に報告する。